

委員会提出議案第1号説明資料

伊達市議会委員会条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

市の組織・機構の見直しにより、総務部及び企画財政部の事務分掌の一部を移管した「市民部」が新設されることに伴い、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

総務文教常任委員会の所管に、市民部の所管に属する事項等を追加する。

3 新旧対照表

改 正 案	現 行
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 略 (1) 略 ア及びイ 略 <u>ウ 市民部の所管に属する事項</u> <u>エ</u> 大滝総合支所において上記ア <u>からウ</u> までに相当する事項 <u>オ～キ</u> 略 (2)及び(3) 略	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 略 (1) 略 ア及びイ 略 <u>ウ</u> 大滝総合支所において上記ア <u>及びイ</u> に相当する事項 <u>エ～カ</u> 略 (2)及び(3) 略